

神戸総合運動公園イベントポスター・公園だより制作等業務委託 実施要項(公募型コンペ形式)

1. 案件名称

令和 5 年度神戸総合運動公園イベントポスター・公園だより制作等業務委託

2. 業務委託に関する事項

(1) 事業目的と概要

令和 5 年度に神戸総合運動公園で実施する行事やイベント、公園施設の利用案内等を市内外に広く PR するために、効果的なデザインの広報媒体(2 種類)を作成し各機関等に配布することで、来園者の増加につなげる。

(2) 業務内容

広報媒体(2 種類)の制作等

(ア)令和 5 年度イベントポスター(毎月発行)

(イ)令和 5 年度公園だより(年 4 回発行)

※(ア)(イ)ともに別添 1 の仕様書参照

(3) 契約上限額

金 1,600,000 円(消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

神戸総合運動公園 管理センター

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、協会は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 提供する資料

掲載するイベントの実施要項等の原稿およびそれに付随する写真やロゴデータ等

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

委託契約を締結する。契約内容は協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、費用に応じて内容を変更することがある。それにより、契約金額が本コンペ時に提出した見積額と異なる場合がある。受託候補者と当協会の間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点のものと協議を行うこととする。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、協会の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等から暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外処置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治体施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法(平成 14 年度法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 暴力団(暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (エ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) (ウ) から(カ)に掲げる者のほか、暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者
- (5) 国税(法人税及び消費税)及び地方税を滞納していないこと

5. スケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 実施要項配布・参加エントリー受付 | 令和 5 年 2 月 14 日(火) |
| (2) 参加エントリーの締切 | 令和 5 年 2 月 17 日(金) |
| (3) 原稿配布および実施要項等に関する質問の受付 | 令和 5 年 2 月 20 日(月) |
| (4) 実施要項等に関する質問の締切 | 令和 5 年 2 月 24 日(金) |
| (5) 実施要項等に関する質問の回答 | 令和 5 年 3 月 1 日(水) |
| (6) 応募書類の提出締切 | 令和 5 年 3 月 15 日(水) |
| (7) 結果の通知・契約締結 | 令和 5 年 3 月下旬(予定) |

6. 応募手続き及び選考に関する事項

(1) 参加意向書兼誓約書の提出

(ア) 受付期間

令和 5 年 2 月 13 日から令和 5 年 2 月 17 日午後 5 時まで

(イ) 受付方法

参加意向書兼誓約書(様式第 1 号)に記載し、電子メールにより提出するものとする。

(ウ) 参加資格決定通知

令和 5 年 2 月 17 日午後 5 時 30 分までに電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

(ア)受付期間

令和 5 年 2 月 20 日午前 9 時から令和 5 年 2 月 24 日午後 5 時まで

(イ)受付方法

質問書に質問事項を記載し、電子メールにより提出するものとする。質問書の様式は問わない。電話・来園・FAX における口頭等での質問は受付けない。また、電子メールを送信した後に、神戸総合運動公園まで送信した旨の電話をすること。なお、質問はポスター図案等の作成方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(ウ)回答及び公表

参加者全員に対して 3 月 1 日(午後 5 時)までに電子メールで回答する。

(3) 応募書類

(ア)令和 5 年度神戸総合運動公園イベントポスター(1 者につき 1 案) 1 部

(イ)令和 5 年度神戸運動公園だより(1 者につき 1 案) 1 部

※会社名が特定できるような記載をしないこと

(ウ)本業務にかかる実施体制・支援体制(任意様式)

(エ)提案のセールスポイント(図案の特徴や PR したい点)

(オ)見積書(様式第 2 号)

(4) 受付期間

令和 5 年 2 月 20 日(月)から令和 5 年 3 月 15 日(水)午後 5 時必着

持参による場合は午前 9 時～午後 5 時

(5) 提出場所

神戸総合運動公園管理センター(神戸市須磨区緑台)

(6) 提出方法

持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)

7. 選定に関する事項

(1) 選定項目

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする

(ア)制作物の趣旨を理解し的確に表現しているか 20 点

(イ)老若男女問わず、誰が見ても見やすい文字やイラストが使用されているか 20 点

(ウ)神戸総合運動公園への興味を持たせるようなデザインか 20 点

(エ)文字やイラストの位置、色使いはバランスがとれているか 20 点

(オ)地元企業に対する加点 10 点

(カ)費用の妥当性 10 点

(2) 選定方法

(ア)委託事業者は、公募型コンペ方式により選定する。

(イ)本コンペの審査については、神戸総合運動公園長ほか(公財)神戸市公園緑化協会 総務課長を含む計 3 名の選定委員会が行い、その評価に基づき神戸総合運動公園長が選定する。

(ウ)選定委員は、審査基準に沿って成果物の審査を行う。なお、2 次審査やプレゼンテーション・ヒアリング審査は行わない。

(エ)選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(オ)評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。

(3) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア)提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ)実施要項に違反した場合

(ウ)公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

(エ)提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(オ)結果の通知の日から契約締結日までに神戸市の入札参加資格停止を受けた場合

(4) 選定結果の通知および公表

評価結果および選定結果は決定後速やかに、ホームページに掲載する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8. その他

(1) 提案に関する費用、条件等

(ア)本コンペに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(イ)採用された内容は、当協会「情報公開要綱」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(ウ)すべての提出された書類等は返却しない。

(エ)提出された内容は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない(当協会「情報公開要項」に基づく公開を除く)

(オ)期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

(カ)採用されたイベントポスター図案等の著作権は公益財団法人神戸市公園緑化協会神戸総合運動公園に帰属する。

(キ)エントリー後に参加を辞退する場合は、参加意向辞退届を提出すること(任意様式)

(ク)参加後に神戸市指名停止要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外処置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(ケ)本コンペは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(コ)本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

(2) 事務局、問い合わせ先

〒654-0153 神戸市須磨区緑台

公益財団法人神戸市公園緑化協会 神戸総合運動公園 総務担当:菊谷

電話番号:078-795-5151/E メール:kouhou@kobe-park.or.jp